



証券コード:7272

ヤマハ発動機株式会社
第83期定時株主総会 招集ご通知

平成30年3月23日(金)午前10時開催



Provided by TAKARA Printing

ネットで
招集

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<http://srdp.jp/7272>



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社は、「感動創造企業」を企業目的に、社会や環境との調和を図りながら、製品やサービスを通じて世界の人々の喜びや驚き、高揚感、そして豊かさや幸福感の実現を目指しています。

当連結会計年度の世界経済環境は、地政学的リスクによる先行き不透明感がある中で、緩やかに景気回復が続きました。先進国では欧米で個人消費・輸出の拡大を背景に景気回復が続き、新興国でも資源価格の回復とともに内需が拡大しました。また、為替動向もおおむね安定した一年でした。このような経営環境のもと、当社の業績は米国での船外機、アセアンでの二輪車や産業用機械の販売増加等で増収増益となりました。

当期末配当金につきましては、1株につき49円とさせて頂きたく、第83期定時株主総会でご提案申しあげます。これにより、中間配当金39円と合わせて、年間配当金88円となります。

当社は、「ひとまわり・ふたまわり大きな個性的な会社」を長期的ビジョンとする、中期経営計画(2016年-2018年)を進めています。中期経営計画最終年度にあたる2018年においては、引き続き安定的利益を確保し将来への成長投資や株主還元の充実を目指すとともに、新しい長期ビジョンと次期中期経営計画の策定に取り組んでいきます。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月
代表取締役社長 日高 祥博

目次

■第83期定時株主総会招集ご通知	2	7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	45
・議決権行使についてのご案内	4	8. 会社の支配に関する基本方針	48
■株主総会参考書類	5	■連結計算書類	50
・第1号議案 剰余金の配当の件	5	・連結貸借対照表	50
・第2号議案 取締役11名選任の件	6	・連結損益計算書	51
・第3号議案 補欠監査役1名選任の件	19	・連結株主資本等変動計算書	52
(添付書類)		■計算書類	53
■事業報告	21	・貸借対照表	53
1. 企業集団の現況に関する事項	21	・損益計算書	54
2. 会社の株式に関する事項	33	・株主資本等変動計算書	55
3. 会社の新株予約権等に関する事項	33	■監査報告書	56
4. 会社役員に関する事項	34	■(ご参考)	60
5. 会計監査人の状況	41	・新商品	60
6. 業務の適正を確保するための体制	42	■株主インフォメーション	61

証券コード7272

平成30年3月1日

株主各位

静岡県磐田市新貝2500番地

ヤマハ発動機株式会社

代表取締役社長 日高 祥博

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年3月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

4頁記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成30年3月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県磐田市新貝2500番地
当社コミュニケーションプラザ
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第83期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合、当社株式取扱規則第15条第3項により、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
 - ① インターネット等により複数回、同一の議案について議決権が行使されたことを当社が認知した場合、当社株式取扱規則第15条第1項により、最後に行われたもの（当社の定める行使期限までに行われたものに限り、）を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ② インターネット等と議決権行使書面の両方で、同一の議案について議決権が行使されたことを当社が認知した場合、当社株式取扱規則第15条第2項により、後に到着したもの（当社の定める行使期限までに到着したものに限り、）を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、この両者が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の行使につき株主より代理権の授与を受けた者は、当社株式取扱規則第15条第4項により、当該株主の議決権行使書面を受領し、当該議決権行使書面を当社に提出しなければ、代理人として議決権を行使することができないものといたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://global.yamaha-motor.com/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://global.yamaha-motor.com/jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

平成30年3月23日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限 平成30年3月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限 平成30年3月22日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) をパソコンまたはスマートフォンを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

電話 0120-652-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00~21:00

⚠ 注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関するみ有効です。次回の株主総会の際には、新しいパスワードを発行いたします。
- インターネットにより複数回、同一の議案について議決権が行使されたことを当社が認知した場合、当社株式取扱規則第15条第1項により、最後に行われたもの（当社の定める行使期限までに行使されたものに限り）を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットと議決権行使書面の両方で、同一の議案について議決権が行使されたことを当社が認知した場合、当社株式取扱規則第15条第2項により、後に到着したもの（当社の定める行使期限までに到着したものに限り）を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、この両者が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

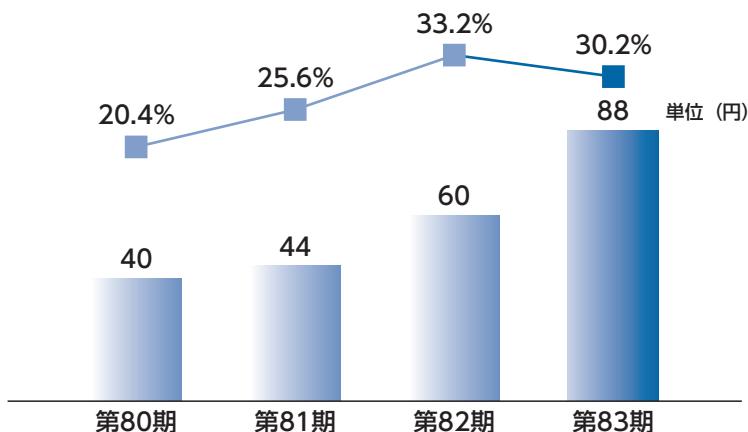
第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、「安定的財務基盤を維持・強化し、新しい成長投資・株主還元を増やす」ことを主眼に、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を配当性向の目安としております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき49円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき39円）を加えた年間配当金は88円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 49円
配当総額 17,114,599,803円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月26日

■（ご参考）1株当たり年間配当金／連結配当性向の推移■



第2号議案 取締役11名選任の件

取締役13名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、意思決定の更なる迅速化を図り経営のスピードを速めるため、社内取締役2名を減員することとし、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	新任・再任	現在の地位及び担当		
1	柳 弘之 <small>やなぎ ひろゆき</small>	再任	代表取締役会長		
2	日高 祥博 <small>ひだか よしひろ</small>	再任	代表取締役社長 社長執行役員 管掌：コーポレート・マリン領域		
3	渡部 克明 <small>わたなべ かつあき</small>	再任	代表取締役 副社長執行役員 管掌：MC・CS・市場開拓・AM・先進技術領域		
4	加藤 敏純 <small>かとう としずみ</small>	再任	取締役 常務執行役員 管掌：ソリューション領域、提携戦略		
5	山地 勝仁 <small>やまじ かつひと</small>	再任	取締役 上席執行役員 管掌：生産・調達・パワートレインユニット領域		
6	島本 誠 <small>しまもと まこと</small>	再任	取締役 上席執行役員 モビリティ技術本部長 管掌：車両開発・デザイン領域		
7	大川 達実 <small>おおかわ たつみ</small>	新任	執行役員 企画・財務本部長		
8	中田 卓也 <small>なかた たくや</small>	再任	取締役	社外取締役	独立役員
9	新美 篤志 <small>にいみ あつし</small>	再任	取締役	社外取締役	独立役員
10	玉塚 元一 <small>たまづか げんいち</small>	再任	取締役	社外取締役	独立役員
11	上 釜 健宏 <small>かみ がま たけひろ</small>	新任		社外取締役	独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月 当社入社
 平成12年 4月 当社MC事業部製造統括部早出工場長(兼)MC事業部製造統括部森町工場長
 平成15年 4月 MBK Industrie取締役社長就任
 平成16年 2月 Yamaha Motor India Pvt. Ltd.取締役社長就任
 平成19年 3月 当社執行役員就任
 平成21年 1月 当社生産本部長
 平成21年 3月 当社上席執行役員就任
 平成21年11月 当社MC事業本部MC統括部長
 平成22年 3月 当社代表取締役社長就任
 平成22年 3月 当社社長執行役員就任
 平成23年 6月 ヤマハ株式会社社外取締役就任 現在に至る
 平成24年 1月 当社MC事業本部長
 平成29年 1月 当社人事総務本部担当、企画・財務本部担当
 平成29年 3月 当社人事総務担当
 平成30年 1月 当社代表取締役会長就任 現在に至る

[重要な兼職の状況]

一般社団法人日本マリン事業協会会長

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、平成22年からの当社代表取締役社長の経験と実績により、多様な価値観の下での企業経営の高い能力、技術・製造分野における高い専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。



■ 所有する当社株式の数

68,900株

■ 取締役在任年数

8年(本総会最終時)

■ 取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和62年 4月 当社入社
 平成22年 7月 Yamaha Motor Corporation,U.S.A.バイスプレジデント就任
 平成25年 1月 当社MC事業本部第3事業部長
 平成26年 3月 当社執行役員就任
 平成27年 1月 当社MC事業本部第2事業部長
 平成28年 1月 当社MC事業本部第1事業部長(兼)MC事業本部第1事業部アセアン営業部長
 平成29年 1月 当社企画・財務本部長
 平成29年 3月 当社取締役就任
 平成29年 3月 当社上席執行役員就任
 平成30年 1月 当社代表取締役社長就任 現在に至る
 当社コーポレート・マリン領域管掌 現在に至る
 平成30年 1月 当社社長執行役員就任 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、Yamaha Motor Corporation,U.S.A.バイスプレジデント、当社MC事業部長、企画・財務本部長等の経験と実績により、多様な価値観の下での企業経営の高い能力、経営管理・事業戦略の分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。



- 所有する当社株式の数
8,309株
- 取締役在任年数
1年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況
(平成29年3月23日就任後の状況)
10回中10回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当社入社
平成19年 1月 Yamaha Motor Parts Manufacturing Vietnam Co.,Ltd.取締役社長就任
平成21年 1月 当社生産本部BD製造統括部長
平成22年 3月 当社執行役員就任
平成22年11月 当社生産本部長
平成23年 3月 当社上席執行役員就任
平成25年 4月 当社MC事業本部第1事業部長(兼)生産本部長(兼)海外市場開拓事業部担当
平成26年 3月 当社取締役就任
平成27年 1月 当社MC事業本部長(兼)MC事業本部第1事業部長(兼)海外市場開拓事業部担当
平成28年 3月 当社常務執行役員就任
平成29年 1月 当社MC事業本部長(兼)CS本部担当(兼)海外市場開拓事業部担当
平成29年 3月 当社MC事業本部長(兼)海外市場開拓事業部担当
平成29年 3月 当社CS担当
平成30年 1月 当社代表取締役就任 現在に至る
当社MC・CS・市場開拓・AM・先進技術領域管掌 現在に至る
平成30年 1月 当社副社長執行役員就任 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、Yamaha Motor Parts Manufacturing Vietnam Co.,Ltd.取締役社長、当社生産本部長、MC事業本部長等の経験と実績により、調達・製造分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。



■ 所有する当社株式の数

22,100株

■ 取締役在任年数

4年(本総会終結時)

■ 取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 昭和61年 6月 当社入社
- 平成15年 4月 当社IMカンパニーバイスプレジデント
- 平成17年 1月 Yamaha Motor Australia Pty. Limited取締役社長就任
- 平成19年 3月 当社IMカンパニープレジデント
- 平成20年 3月 当社執行役員就任
- 平成22年 1月 当社MC事業本部営業統括部長
- 平成23年 1月 Yamaha Motor Corporation,U.S.A. 取締役社長就任
- 平成24年 3月 当社上席執行役員就任
- 平成26年 3月 当社取締役就任 現在に至る
- 平成28年 1月 当社ビークル&ソリューション事業本部長(兼)フィナンシャルサービス事業推進部担当
- 平成28年 3月 当社常務執行役員就任 現在に至る
- 平成30年 1月 当社ソリューション領域、提携戦略管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社IMカンパニープレジデント、Yamaha Motor Corporation,U.S.A.取締役社長等の経験と実績により、マーケティング分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。



- 所有する当社株式の数
24,700株
- 取締役在任年数
4年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況
13回中13回(100%)

候補者番号
5

やま し かつ ひと
山地 勝仁
(昭和33年11月28日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 当社入社
平成15年 4月 Yamaha Motor da Amazonia Ltda.取締役就任
平成21年 7月 当社技術本部生産技術統括部長(兼)技術本部生産技術統括部
材料技術部長
平成22年11月 当社生産本部EG製造統括部長
平成24年 3月 当社執行役員就任
平成26年 1月 当社生産本部長
平成27年 3月 当社上席執行役員就任 現在に至る
平成29年 1月 当社生産本部長(兼)調達本部担当
平成29年 3月 当社取締役就任 現在に至る
平成29年 3月 当社生産本部長
平成29年 3月 当社調達担当
平成30年 1月 当社生産・調達・パワートレインユニット領域管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、Yamaha Motor da Amazonia Ltda.(ブラジル)取締役、当社生産本部長等の経験と実績により、製造分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。



■ 所有する当社株式の数

14,286株

■ 取締役在任年数

1年(本総会終結時)

■ 取締役会への出席状況 (平成29年3月23日就 任後の状況)

10回中10回(100%)

候補者番号
6

しまもと
島本
まこと
誠
(昭和35年8月19日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4月 当社入社
平成19年 1月 当社MC事業本部商品開発統括部エンジン設計部長
平成22年 1月 当社調達本部原価革新統括部長
平成24年 1月 Yamaha Motor Asian Center Co.,Ltd.取締役社長就任
平成26年 1月 当社PF車両ユニットPF車両開発統括部長
平成26年 3月 当社執行役員就任
平成27年 1月 当社PF車両ユニット長(兼)PF車両ユニットPF車両開発統括部長
平成27年 3月 当社上席執行役員就任 現在に至る
平成29年 1月 当社技術本部長(兼)PF車両ユニット長
平成29年 3月 当社取締役就任 現在に至る
平成30年 1月 当社車両開発・デザイン領域管掌 現在に至る
平成30年 1月 当社モビリティ技術本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、Yamaha Motor Asian Center Co.,Ltd.(タイ)取締役社長、当社PF車両ユニット長等の経験と実績により、技術分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。



■ 所有する当社株式の数
8,017株

■ 取締役在任年数
1年(本総会終結時)

■ 取締役会への出席状況
(平成29年3月23日就
任後の状況)
10回中10回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年 4月 当社入社
平成19年 3月 Yamaha Motor Australia Pty Ltd.取締役社長就任
平成23年 1月 当社企画・財務統括部経営企画部長
平成24年10月 当社マリン事業本部ME事業部長
平成26年 3月 当社執行役員就任 現在に至る
平成27年 1月 Yamaha Motor Corporation,U.S.A.取締役社長就任
平成28年 1月 Yamaha Motor Corporation,U.S.A.取締役社長(兼)当社マリン事業本部副事業本部長
平成30年 1月 当社企画・財務本部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、マリン事業本部ME事業部長、Yamaha Motor Corporation,U.S.A.取締役社長等の経験と実績により、事業・経営管理マネジメント分野における高い能力と専門性を有し、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待出来ることから選任をお願いするものです。

**■ 所有する当社株式の数**

9,401株

[社外取締役候補者]

社外取締役候補者は、次のとおりです。

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社独自の「独立役員選定基準」を定めています。

(ご参考)「独立役員選定基準」概要

I. 以下の基準を全て満たす場合、当社に対する独立性を有していると判断する。

- ① 当社の従業員および出身者でないこと。
- ② 主要な株主でないこと。
- ③ 主要な取引先でないこと。
- ④ 「取締役の相互兼任」の関係にないこと。
- ⑤ その他、利害関係がないこと。
- ⑥ その他、一般株主との間で利益相反が生じないこと。
- ⑦ 在任期間が8年間を超えないこと。

また、①から⑤において、その二親等内の親族または同居の親族に該当する者ではないこと。

II. 上記②～⑤までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える場合には、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員として選任されるべき理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

なお、上記は「独立役員選定基準」の概要であり、その全文は当社ウェブサイト (<https://global.yamaha-motor.com/jp/ir/governance/pdf/independent.pdf>) に掲載しております。

候補者番号

8

なか た たく や
中田 卓也
(昭和33年6月8日生)

社外取締役

独立役員

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月 日本楽器製造株式会社(現ヤマハ株式会社)入社
 平成17年10月 同社PA・DMI事業部長
 平成18年 6月 同社執行役員就任
 平成21年 6月 同社取締役執行役員就任
 平成22年 4月 ヤマハ コーポレーション オブ アメリカ取締役社長就任
 平成22年 6月 ヤマハ株式会社上席執行役員就任
 平成25年 3月 同社楽器・音響営業本部副本部長
 平成25年 6月 同社代表取締役社長就任
 平成26年 3月 当社社外取締役就任 現在に至る
 平成29年 6月 ヤマハ株式会社取締役 代表執行役社長就任 現在に至る

[重要な兼職の状況]

一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長



■ 所有する当社株式の数

6,800株

■ 取締役在任年数

4年(本総会最終時)

■ 取締役会への出席状況

13回中11回(84.6%)

■ 社外取締役候補者とした理由

ヤマハ株式会社の取締役 代表執行役社長としての経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する助言・監督をいただくことに加え、共通に使用するヤマハブランドの価値向上をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

9

にい み あつ し
新美 篤志
(昭和22年7月30日生)

社外取締役

独立役員

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社
 平成12年 6月 同社取締役就任
 平成15年 6月 同社常務役員就任
 平成16年 6月 同社取締役就任
 平成17年 6月 同社専務取締役就任
 平成21年 6月 同社取締役副社長就任
 株式会社ジェイテクト社外監査役就任
 平成25年 6月 同社代表取締役会長就任
 平成27年 3月 当社社外取締役就任 現在に至る
 平成28年 6月 株式会社ジェイテクト相談役就任 現在に至る
 平成28年 6月 日本車輛製造株式会社社外取締役就任 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由

グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。



■ 所有する当社株式の数
0株

■ 取締役在任年数

3年(本総会最終時)

■ 取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

候補者番号
10

たまつか げんいち
玉塚 元一
(昭和37年5月23日生)

社外取締役

独立役員

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 4月 旭硝子株式会社入社
平成10年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
平成10年12月 株式会社ファーストリテイリング入社
平成14年11月 同社代表取締役社長兼COO就任
平成17年 9月 株式会社リヴァンプ設立代表取締役就任
平成22年11月 株式会社ローソン顧問就任
平成23年 3月 同社副社長執行役員COO就任
平成24年 5月 同社取締役副社長執行役員COO就任
平成25年 5月 同社取締役代表執行役員COO就任
平成26年 5月 同社代表取締役社長就任
平成27年 6月 株式会社AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役就任 現在に至る
平成28年 6月 株式会社ローソン代表取締役会長CEO就任
平成29年 3月 当社社外取締役就任 現在に至る
平成29年 6月 株式会社ハーツユナイテッドグループ代表取締役社長CEO就任 現在に至る
平成29年 9月 株式会社エードット社外取締役就任 現在に至る
平成29年10月 ラクシル株式会社社外取締役就任 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由

複数の企業で代表取締役を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。



- 所有する当社株式の数
1,000株
- 取締役在任年数
1年(本総会終結時)
- 取締役会への出席状況
(平成29年3月23日就任後の状況)
10回中9回(90%)

候補者番号
11

かみ がま たけ ひろ
上 釜 健 宏
(昭和33年1月12日生)

社外取締役

独立役員

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月 東京電気化学工業株式会社(現TDK株式会社)入社
平成14年 6月 同社執行役員就任
平成15年 6月 同社常務執行役員就任
平成16年 6月 同社取締役専務執行役員就任
平成18年 6月 同社代表取締役社長就任
平成28年 6月 同社代表取締役会長就任 現在に至る
平成29年 6月 オムロン株式会社社外取締役就任 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由

グローバル企業で代表取締役を歴任するなど、経営全般と技術部門に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。



■ 所有する当社株式の数

0株

(注)1.当社との間の特別な利害関係

柳 弘之 一般社団法人日本マリン事業協会の会長を兼務し、当社は同協会に対し、会費の支払い等の取引があります。
 中田卓也 ヤマハ株式会社の取締役 代表執行役社長を兼務し、当社は同社と不動産賃貸借取引等があります。なお、取引額の両社の連結売上高に対する比率は、ともに1%未満です。
 上釜健宏 TDK株式会社の代表取締役会長を兼務し、当社は同社と原材料の仕入に関する取引があります。なお、取引額の両社の連結売上高に対する比率は、ともに1%未満です。

2. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は中田卓也、新美篤志及び玉塚元一との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。本議案が承認された場合、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに上釜健宏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定です。

3. 独立役員

中田卓也、新美篤志及び玉塚元一を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として、同取引所に届け出ています。また、上釜健宏についても、本議案をご承認いただけることを条件に、独立役員として同取引所に届け出ています。なお、当社の「独立役員選定基準」の概要は、14頁に記載しています。

中田卓也を独立役員とする理由(当社独立役員選定基準IIに該当)

当社と、同氏が取締役 代表執行役社長を兼務するヤマハ株式会社は、同じ“ヤマハ”ブランドを共通して掲げており、そのブランド価値は両社の企業価値の重要な要素となっております。当社とヤマハ株式会社は、共通のブランドを掲げていることから、いずれかの企業の持続的発展によるブランド価値の向上がもう一方の企業へプラスの影響を与え、反対に法令違反・ガバナンスの欠損等によるブランドの毀損が両社に多大なるマイナスの影響を及ぼすという関係にあります。このように、ヤマハ株式会社は、当社の経営の柱である“ヤマハ”ブランドを最もよく理解し、当社のブランド価値向上について一般株主の皆様と共通の利益を有していること、従来から主要な取引先でないこと、昨年当社の主要株主から外れたこと、また同氏から平素より当社取締役会でグローバルな企業経営者としての経験に基づく貴重な意見・助言を頂いていること等から、同氏は一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、且つ両社の株主の利益を最大化できる独立した立場で経営の監督等の役割、責務を果たしていただけたと考えております。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項

- ・新美篤志が平成21年6月から平成25年6月まで監査役を務め、平成25年6月から平成28年6月まで取締役会長を務めていた株式会社ジェイテクトは、平成25年3月、公正取引委員会により公表されたベアリング(軸受)の取引に関する排除措置命令及び課徴金納付命令において、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。また、同社及び同社グループ会社は、ベアリング(軸受)等の取引に関し競争法関係当局による調査を受け、平成25年7月にはカナダケベック州裁判所から罰金の支払命令を受け、平成25年9月には米国司法省と罰金の支払いにつき合意し、平成25年10月にはオーストラリア連邦裁判所から制裁金の支払いを、平成26年8月に中国国家発展改革委員会から制裁金の支払いを命じられました。平成26年11月には大韓民国公正取引委員会から課徴金の支払いが命じられましたが、当局への調査協力等を理由に、課徴金の支払等は免除されております。平成26年3月には欧州委員会からEU競争法違反があった旨の決定を、平成26年5月にはシンガポール競争委員会からシンガポール競争法違反があった旨の決定を受けております。さらに、平成27年7月にはブラジル経済擁護行政委員会と和解金の支払いにつき合意しました。同氏は、上記違反行為の判明まで当該事実を認識しておりませんが、平素より法令順守やコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては独占禁止法違反に繋がる全ての行為の排除及びグループ全体の内部統制システム全般の運用の強化に向けて、適時適切に取り組んでおります。
 - ・新美篤志が平成12年6月から平成15年6月及び平成16年6月から平成25年6月まで取締役を務めていたトヨタ自動車株式会社は、平成21年、22年に実施した「アクセルペダルの戻り不良」及び「フロアマットのアクセルペダルへの引っかけり」の両りコールに関連した米国ニューヨーク州南地区連邦検事局の調査について、平成26年3月19日付けをもって同局と起訴猶予契約を締結しました。
5. MCはモーターサイクル、BDはボディ、CSはカスタマーサービス、AMはオートモーティブ、IMはインテリジェントマシナリー、EGはエンジン、PFはプラットフォーム、MEはマリンエンジンの略です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠けることになる場合に備え、予め補欠監査役として米 正剛をご選任
願いたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

よね まさ たけ
米 正 剛 (昭和29年7月8日生)

■略歴及び重要な兼職の状況

- 昭和56年 4月 弁護士登録
- 昭和62年 3月 ニューヨーク州弁護士登録
- 昭和62年 7月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所
- 平成 元年 1月 同事務所パートナー弁護士 現在に至る
- 平成12年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師
- 平成20年 3月 GCAサヴィアングループ株式会社(現GCA株式会社)社外取締役就任
- 平成23年 4月 第二東京弁護士会副会長
- 平成23年 6月 株式会社バンダイナムコゲームス(現株式会社バンダイナムコエンターテインメント)社外監査役就任 現在に至る
- 平成25年 6月 テルモ株式会社社外監査役就任
- 平成27年 6月 テルモ株式会社社外取締役(監査等委員)就任 現在に至る
- 平成28年 3月 GCA株式会社取締役(監査等委員)就任 現在に至る



■所有する当社株式の数
0株

(注)1. 候補者に関する事項

- 米 正剛は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 当社との間の特別な利害関係
候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 補欠の社外監査役候補者とした理由
弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査業務に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものです。
- 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約の内容の概要
米 正剛が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。
- 独立役員
米 正剛が社外監査役に就任した場合、同氏は株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出る予定です。なお、当社の「独立役員選定基準」の概要は、14頁に記載しています。

以上

(ご参考) 取締役の構成〔平成30年3月23日以降の予定〕

第2号議案で付議させていただいている取締役候補者が有している能力は以下のとおりです。

取締役		管掌分野	企業経営・ 専門的知見	製造・技術・ 研究開発	営業・ マーケティング	財務・ ファイナンス・ M&A・IT	ガバナンス・ リスクマネジメント・人事	グローバル 経験
柳 弘 之			●	●			●	●
日 高 祥 博		マリン・人事	●			●	●	●
渡 部 克 明		二輪車・先進技術	●	●				●
加 藤 敏 純		ソリューション			●	●		●
山 地 勝 仁		生産・調達		●				●
島 本 誠		車両開発		●				●
大 川 達 実	(新任)	企画・財務			●	●		●
中 田 卓 也	社外		●		●		●	●
新 美 篤 志	社外		●	●			●	●
玉 塚 元 一	社外		●		●		●	●
上 釜 健 宏	社外(新任)		●	●			●	●

事業報告（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済環境は、地政学的リスクによる先行き不透明感がある中で、緩やかに景気回復が続きました。先進国では欧米で個人消費・輸出の拡大を背景に景気回復が続き、新興国でも資源価格の回復とともに内需が拡大しました。また、為替動向もおおむね安定した一年でした。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の売上高は1兆6,701億円（前期比1,673億円・11.1%増加）、各利益は過去最高益を達成しました。営業利益は1,498億円（同412億円・37.9%増加）、経常利益は1,548億円（同528億円・51.7%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,016億円（同385億円・60.9%増加）となりました。なお、年間の為替換算レートは米ドル112円（前期比3円の円安）、ユーロ127円（同7円の円安）でした。

売上高は、アセアンにおける二輪車や北米における船外機ならびに産業用機械・ロボットの販売好調、円安効果などにより増収となりました。

営業利益は、売上高の増加に加え、高価格商品の販売増加、二輪車事業でのプラットフォームモデル、グローバルモデル等の開発手法や理論値生産等の製造手法によるコストダウンなどの収益性改善等が、経費増加を吸収して増益となりました。

財務体質については、親会社株主に帰属する当期純利益率は6.1%（前期比1.9ポイント増加）、総資産回転率は金融ビジネスを拡大させながら1.22回（同0.08回増加）、自己資本は6,228億円（前期末比886億円増加）、自己資本比率は44.0%（同3.5ポイント増加）となりました。これらの結果、ROEは17.6%（前期比5.2ポイント増加）となりました。また、フリー・キャッシュ・フロー（販売金融含む）は731億円のプラス（同235億円減少）となりました。

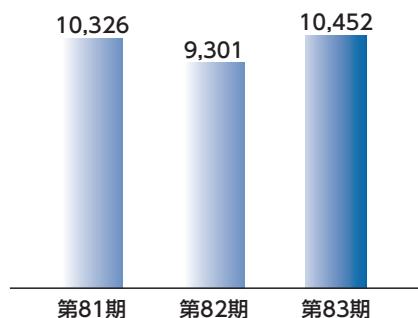
各事業の状況は、次の通りです。

二輪車事業

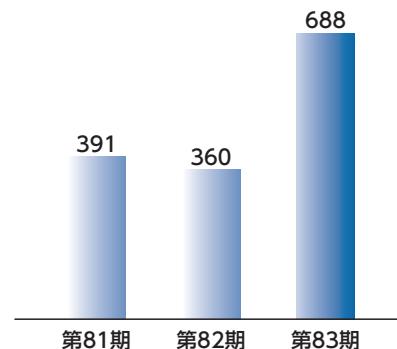
主要な製品

二輪車、中間部品、
海外生産用部品

◆売上高 (億円)



◆営業利益 (億円)



売上高1兆452億円（前期比1,151億円・12.4%増加）、営業利益688億円（同329億円・91.4%増加）となりました。

販売台数は、フィリピン・タイ・台湾・ベトナムなどで増加、先進国・インドネシアなどで減少、事業全体では約540万台で2011年以来の前年比増加となりました。その結果、売上高は増収となり、営業利益はアセアンやブラジルなどの新興国における高価格商品の販売増加やコストダウンの効果により大幅な増益となりました。

アセアンではプラットフォームモデルで高めた収益性を維持しながら、各市場で高いプレゼンスを発揮するための商品投入を進めています。また、先進国においてはブランドの個性を発揮する商品・ヤマハらしいマーケティングを展開しながら新たな需要を創ります。

MT-10



スポーツ性能と多機能を集約させたMTシリーズの最高峰モデル

AEROX

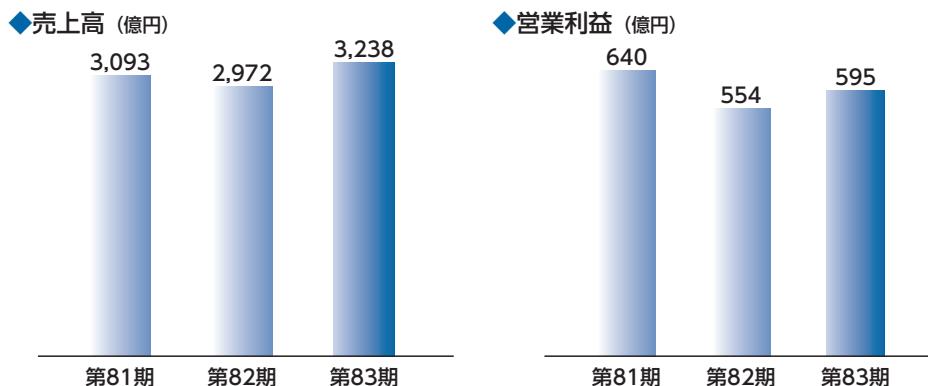


スタイリッシュなフォルムとスポーティな乗り味を調和させたアセアン地域における戦略モデル

マリン事業

主要な製品

船外機、
ウォータービークル、
ボート、プール、
漁船・和船



売上高3,238億円（前期比266億円・9.0%増加）、営業利益595億円（同41億円・7.4%増加）となりました。

船外機・ウォータービークルの販売台数は前年比増加、ボートは米国に続き欧州でのボートビルダー買収を進め、生産台数が増加しました。その結果、売上高は増収となり、営業利益は北米・欧州で大型船外機の販売増加によるモデルミックス改善もあり、増益となりました。

また、北米のボート周辺機器メーカーの買収など、将来に向けてシステムサプライヤーを目指すビジネスモデルづくりを進めています。

SR-X 24



さまざまな遊びに合わせてカスタマイズできる
マルチパーパスボート

Buster Phantom



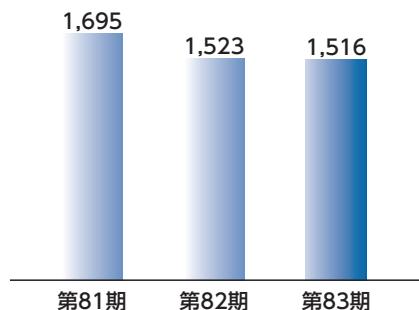
欧州市場向けアルミボート（Buster社製）

特機事業

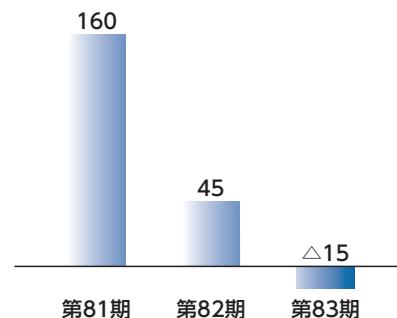
主要な製品

四輪バギー、
レクリエーショナル・オフ
ハイウェイ・ビークル、
ゴルフカー、スノーモバイル、
発電機、除雪機、汎用エン
ジン

◆売上高 (億円)



◆営業利益 (億円)



売上高1,516億円(前期比7億円・0.5%減少)、営業損失15億円(前期：営業利益45億円)となりました。レクリエーショナル・オフハイウェイ・ビークル(ROV)の在庫調整が完了しましたが、その影響により減収・減益となりました。

新たな商品戦略を進め、市場領域を広げていきます。

Wolverine X4



オフロード走破性・快適性を両立させた4人乗りレクリエーショナルモデル

MX825V

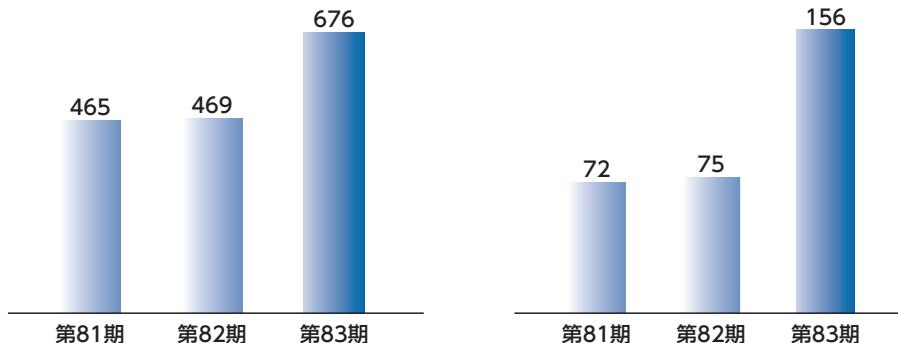


北米市場で草刈機等で使用されている汎用エンジン

産業用機械・ロボット事業 ◆売上高 (億円)

主要な製品

サーフェスマウンター、
産業用ロボット



売上高676億円（前期比207億円・44.2%増加）、営業利益156億円（同81億円・107.0%増加）となりました。

3月に新工場の稼働を開始し、サーフェスマウンター・産業用ロボットの販売台数が大幅に増加したことにより、増収・増益となりました。

サーフェスマウンターは、超高速領域から市場規模の大きい高速領域までをカバーする商品ラインナップが出来上がり、さらなる高効率ソリューションの提供を進めます。

Z:LEX



高速・高効率生産を実現する表面実装機



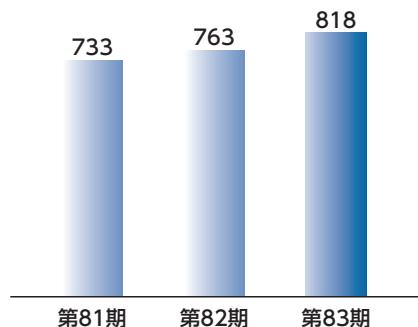
統合コントローラで集中・協調制御した生産ライン

その他の事業

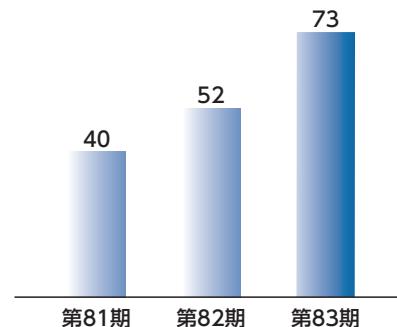
主要な製品

電動アシスト自転車、
自動車用エンジン、
自動車用コンポーネント、
産業用無人ヘリコプター、
電動車いす

◆売上高 (億円)



◆営業利益 (億円)



売上高818億円（前期比55億円・7.2%増加）、営業利益73億円（同21億円・41.0%増加）となりました。電動アシスト自転車では、日本で販売台数が増加し、欧州向けE-kit（電動アシスト自転車用ドライブユニット）の輸出も大幅に増加したことにより、増収・増益となりました。

シニア層・子育て主婦層・学生層のお客様を増やすと同時に、新しいスポーツ市場の開拓に取り組み、今後もさらにお客様を広げていきます。

PAS With DX



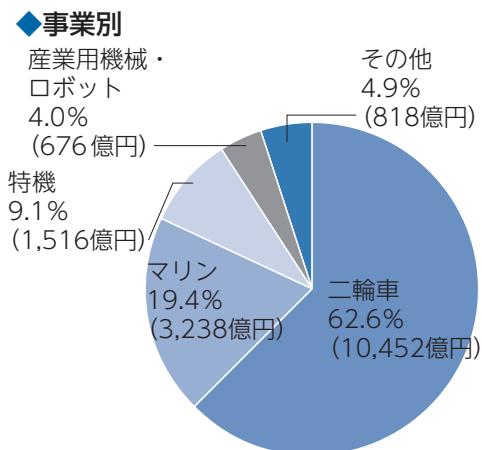
パワフル&ナチュラルなアシスト性能で幅広いシーンに対応するファッションナブルモデル

PAS SION



乗り降りしやすい低床フレームを採用したコンパクトモデル

売上高構成



(2) 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度において、合計565億円の投資を実施しました。

二輪車事業では、国内・海外での新商品、研究開発、インドの生産能力増強等に312億円。マリン事業では、新商品、国内生産能力増強等に121億円。特機事業では、レクリエーショナル・オフハイウェイ・ビークル（ROV）の新商品、汎用エンジンの技術譲受に伴う新商品開発等に91億円。産業用機械・ロボット事業では新商品等に4億円。その他の事業では自動車用エンジン、電動アシスト自転車の研究開発等に36億円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ひとまわり・ふたまわり大きな個性的な会社」を長期的ビジョンとする、中期経営計画(2016年-2018年)を進めています。

中期経営計画最終年度にあたる2018年においては引き続き安定的利益を確保し、成長投資や株主還元の充実を目指します。そして、新しい長期ビジョンと次期中期経営計画の策定に取り組んでいきます。長期ビジョンでは、「ふたまわり」めにあたる成長に向けた具体的な施策を盛り込んでいく予定です。

■ブランド価値を高める

ヤマハのブランド価値をさらに高め・輝かせるという企業経営目的のために、企業活動や事業活動のすべてのプロセスに「ヤマハラしさ」を注ぎ込んでいきます。

■稼ぐ力・財務力を高める

収益性・財務体質の維持・強化を図りながら、売上伸長の道筋をつけ、軌道に乗せていきます。SCM改革をさらに進め、安定したキャッシュ・フローを生み出します。成長への投資を増やししながらも、利益水準を維持します。

■商品競争力を高める

2017年は、プラットフォームモデル・グローバルモデルなど、各事業でヤマハラしい110モデルの新商品を市場投入しました。2018年は、計画している3カ年での全270モデル中残りの90モデルを市場投入し、次世代新プラットフォーム開発を進める予定です。

■成長戦略を進める

既存事業では、リーニングマルチホイール(LMW)の新しい価値でモビリティの世界を広げ、マリンシステム・サプライヤー戦略を推進しています。そして、「モノ」から「コト」への変化を意識した新事業探索を進め、スピードを上げて育てていきます。パートナーシップの活用、ベンチャー投資、M&Aなど、新しい手法も含めて新事業開発やロボティクス分野など、新たな価値創造への投資を進めます。また、電動アシスト自転車や電動スクーターで蓄積してきた技術をさらに磨き、小型二輪車の電動化に備えていきます。

■組織・人材をつくる

ヤマハブランドを体現する組織・人材の形成を目指します。グローバルな人材育成プログラムの展開、組織活性化、ダイバーシティの促進、女性が働きやすい環境づくりに、さらに取り組んでいきます。

■ステークホルダー、地域・社会、環境と調和する

当社は、事業を通じた社会への貢献が当社のCSRであると考え、ステークホルダーとのコミュニケーションや、地域・社会・地球環境との調和を大切にしながら、成長する企業を目指しています。また、2017年より「国連グローバル・コンパクト」に参加しました。今後も市場国や地域の社会課題解決に向けた取組みを実践していきます。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期	第81期	第82期	第83期
	(自 平成26年1月 至 平成26年12月)	(自 平成27年1月 至 平成27年12月)	(自 平成28年1月 至 平成28年12月)	(当連結会計年度) (自 平成29年1月 至 平成29年12月)
売上高 (百万円)	1,521,207	1,631,158	1,502,834	1,670,090
営業利益 (百万円)	87,249	130,329	108,594	149,782
経常利益 (百万円)	97,279	125,231	102,073	154,826
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	68,452	60,023	63,153	101,603
1株当たり当期純利益金額 (円)	196.06	171.89	180.84	290.93
総資産 (百万円)	1,310,040	1,305,236	1,318,776	1,415,845
純資産 (百万円)	503,224	531,700	575,404	665,232

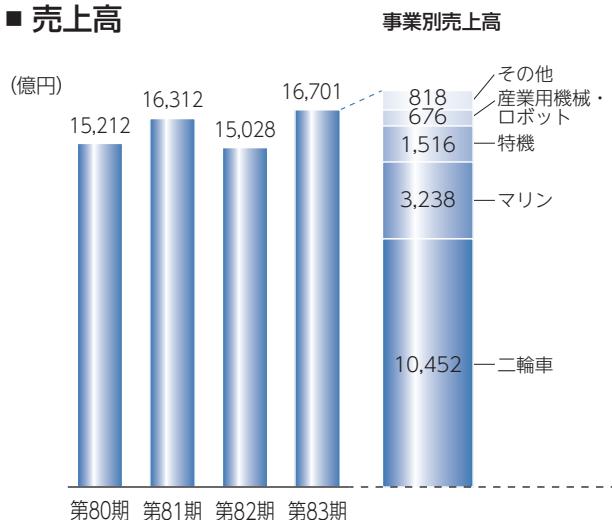
■(ご参考) 第84期(平成30年1月～12月)の見通し■

次期は不透明な経営環境となることが予想されますが、各市場の景気・需要の動向を見極めながら、中長期的な取組みを着実に進めて安定的利益を持続します。連結業績の予想は以下のとおりです。

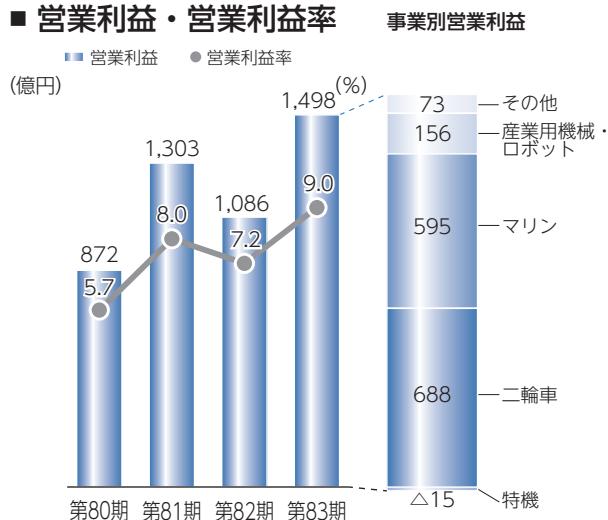
	予想	対当期増減
売上高	1兆7,000億円	299億円・1.8%増加
営業利益	1,500億円	2億円・0.1%増加
経常利益	1,550億円	2億円・0.1%増加
親会社株主に帰属する当期純利益	1,030億円	14億円・1.4%増加

[為替レート] 米ドル105円(前期比7円の円高)、ユーロ130円(同3円の円安)

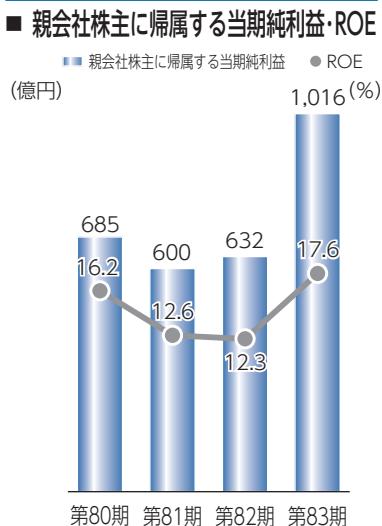
■ 売上高



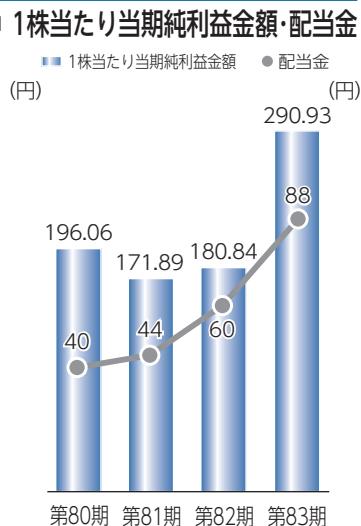
■ 営業利益・営業利益率



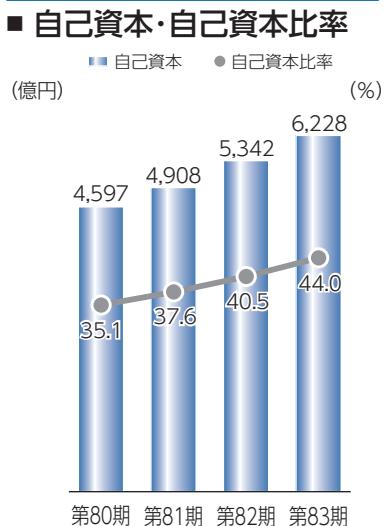
■ 親会社株主に帰属する当期純利益・ROE



■ 1株当たり当期純利益金額・配当金



■ 自己資本・自己資本比率



(注) ROEは親会社株主に帰属する当期純利益/自己資本で計算しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハ発動機販売株式会社	東京都 大田区	百万円 490	% 100.0	二輪車、電動アシスト自転車の販売
ヤマハ モーター パワープロダクツ株式会社	静岡県 掛川市	百万円 275	100.0	ゴルフカー、発電機の製造及び販売
Yamaha Motor Corporation, U.S.A.	米国	千米ドル 185,308	100.0	二輪車、船外機、ウォータービークル、ボート、四輪バギー、レクリエーション・オフハイウェイ・ビークル、スノーモバイル、発電機、サーフェスマウンターの販売
Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America	米国	千米ドル 107,790	※100.0	ウォータービークル、四輪バギー、レクリエーション・オフハイウェイ・ビークル、ゴルフカーの製造
Yamaha Motor Europe N.V.	オランダ	千ユーロ 149,759	100.0	二輪車、船外機、ウォータービークル、ボート、四輪バギー、ゴルフカー、スノーモバイル、サーフェスマウンターの販売
PT.Yamaha Indonesia Motor Manufacturing	インド ネシア	千インドネシアルピア 25,647,000	85.0	二輪車の製造及び販売
Yamaha Motor Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム	千米ドル 37,000	46.0	二輪車の製造及び販売
India Yamaha Motor Pvt. Ltd.	インド	千インドルピア 13,333,591	※85.0	二輪車の製造及び販売
台湾山葉機車工業股份有限公司	台湾	千ニュータイワンドル 2,395,600	※51.0	二輪車の製造及び販売
Thai Yamaha Motor Co.,Ltd.	タイ	千タイバーツ 1,820,312	91.7	二輪車、船外機、ゴルフカーの製造及び販売
Yamaha Motor do Brasil Ltda.	ブラジル	千ブラジルリアル 724,324	100.0	二輪車、船外機の販売

(注) ※印は、間接所有による持分を含む比率です。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社 及 び 磐 田 本 社 工 場	静岡県磐田市
磐 田 南 工 場	
豊 岡 技 術 セ ン タ ー	
浜 北 工 場	静岡県浜松市
中 瀬 工 場	
浜 松 I M 事 業 所	
袋 井 工 場	静岡県袋井市
袋 井 南 工 場	
グ ローバル パ ー ツ セ ン タ ー	
袋 井 技 術 セ ン タ ー	
新 居 事 業 所	静岡県湖西市

(注) 「浜松IM事業所」は、平成30年2月1日より「浜松ロボティクス事業所」に改称されました。

② 子会社

31頁の(6) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況に記載のとおりです。

(8) 従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
二 輪 車	41,885 名	152名減少
マ リ ン	5,536	291名増加
特 機	2,694	195名増加
産 業 用 機 械 ・ ロ ボ ッ ト	962	12名増加
そ の 他	2,502	83名増加
合 計	53,579	429名増加

(注) 従業員数は就業人員数（当社及び当社連結子会社から連結の範囲外への出向者を除く。）です。臨時従業員（雇用契約が1年未満の直接契約社員）は含んでいません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	67,149 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	47,743
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	30,000
株 式 会 社 静 岡 銀 行	25,476
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	25,346

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 900,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 349,914,284株 (自己株式636,737株含む。)
 (3) 株主数 34,566名
 (4) 大株主 (上位10名)

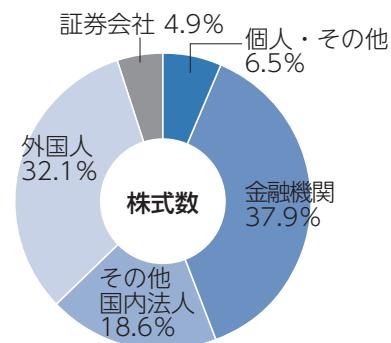
株主名	持株数	持株比率
ヤマハ株式会社	34,642 千株	9.92 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,715	9.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	19,368	5.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	17,866	5.12
トヨタ自動車株式会社	12,500	3.58
三井物産株式会社	8,586	2.46
株式会社みずほ銀行	8,277	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	8,123	2.33
株式会社静岡銀行	5,649	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,385	1.54

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

◆所有者別状況

	株主数	株式数
個人・その他	33,447 名	22,872 千株
金融機関	108	132,462
その他国内法人	276	65,008
外国人	698	112,260
証券会社	37	17,311

(注) 「個人・その他」には自己株式が含まれています。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	柳 弘 之	人事総務担当	ヤマハ株式会社社外取締役 一般社団法人日本マリン事業協会会長
代表取締役 副社長執行役員	木 村 隆 昭	マリン事業本部長 (兼) デザイン本部担当 (兼) エンジンユニット担当 (兼) AM事業部担当 技術担当	
取締 役員 常務執行役員	滝 沢 正 博	新事業開発本部長 (兼) 新事業開発本部 NV事業統括部長	
取締 役員 常務執行役員	渡 部 克 明	MC事業本部長 (兼) 海外市場開拓事業部担当 CS担当	
取締 役員 常務執行役員	加 藤 敏 純	ビークル&ソリューション 事業本部長 (兼) フィナンシャルサー ビス事業推進部担当	
取締 役員 上席執行役員	小 嶋 要 一 郎	新事業開発本部副本部長 (兼) 新事業開発本部 NLV事業統括部長 (兼) MC事業本部副事業本部長	
取締 役員 上席執行役員	※山 地 勝 仁	生産本部長 調達担当	
取締 役員 上席執行役員	※島 本 誠	技術本部長 (兼) PF車両ユニット長	
取締 役員 上席執行役員	※日 高 祥 博	企画・財務本部長	
社外取締役	安 達 保		株式会社ベネッセホールディングス代表取締役社長 カーライル・ジャパン・エルエルシーシニアアドバイザー
社外取締役	中 田 卓 也		ヤマハ株式会社取締役 代表執行役社長 一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
社外取締役	新 美 篤 志		株式会社ジェイテクト相談役 日本車輛製造株式会社社外取締役
社外取締役	※玉 塚 元 一		株式会社ハーツユニテッドグループ代表取締役社長 CEO AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社エードット社外取締役 ラクスル株式会社社外取締役
常勤監査役	伊 藤 宏		
常勤監査役	廣 永 賢 二		
社外監査役	谷 津 朋 美		TMI総合法律事務所パートナー SMBC日興証券株式会社社外取締役 株式会社IHI社外監査役
社外監査役	※伊香賀 正彦		伊香賀正彦公認会計士事務所所長 プラジュナリンク株式会社代表取締役 森永乳業株式会社社外監査役 リョービ株式会社社外取締役

(注) 1. 当社は、取締役 安達保、中田卓也、新美篤志及び玉塚元一、監査役 谷津朋美及び伊香賀正彦を株式会社東京証券取

引所の規程に定める独立役員として、同取引所に届け出ています。なお、当社の「独立役員選定基準」の概要は14頁に記載しています。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
※は平成29年3月23日開催の第82期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役及び監査役です。
3. 社外役員の重要な兼職先との特別な関係
取締役中田卓也の兼職先でありますヤマハ株式会社は、当社の株式9.9%を所有する株主であり、当社は同社と不動産賃貸借取引等があります。なお、取引額の両社の連結売上高に対する比率は、ともに1%未満です。
4. 上記3を除く社外役員の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
5. 監査役谷津朋美及び伊香賀正彦は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は全ての社外取締役及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての社外取締役及び監査役とも、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。
7. AMはオートモーティブ、NVはニューベンチャー、MCはモーターサイクル、CSはカスタマーサービス、NLVはニューランドビークル、PFはプラットフォームの略です。

(2) 当事業年度後における取締役の異動

担当の異動

(平成30年1月1日付)

氏名	変更後	変更前
柳 弘 之	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員 人事総務担当
日 高 祥 博	代表取締役社長 社長執行役員 管掌：コーポレート・マリン領域	取締役 上席執行役員 企画・財務本部長
渡 部 克 明	代表取締役 副社長執行役員 管掌：MC・CS・市場開拓・AM・先進技術領域	取締役 常務執行役員 MC事業本部長 (兼) 海外市場開拓事業部担当 CS担当
木 村 隆 昭	取締役 副社長執行役員 社長付	代表取締役 副社長執行役員 マリン事業本部長 (兼) デザイン本部担当 (兼) エンジンユニット担当 (兼) AM事業部担当 技術担当
滝 沢 正 博	取締役 常務執行役員 社長付	取締役 常務執行役員 新事業開発本部長 (兼) 新事業開発本部NV事業統括部長
加 藤 敏 純	取締役 常務執行役員 管掌：ソリューション領域、提携戦略	取締役 常務執行役員 ビークル&ソリューション事業本部長 (兼) フィナンシャルサービス事業推進部担当
小 嶋 要 一 郎	取締役 上席執行役員 Yamaha Motor Europe N.V.取締役会長	取締役 上席執行役員 新事業開発本部副本部長 (兼) 新事業開発本部NLV事業統括部長 (兼) MC事業本部副事業本部長
山 地 勝 仁	取締役 上席執行役員 管掌：生産・調達・パワートレインユニット領域	取締役 上席執行役員 生産本部長 調達担当
島 本 誠	取締役 上席執行役員 モビリティ技術本部長 管掌：車両開発・デザイン領域	取締役 上席執行役員 技術本部長 (兼) PF車両ユニット長

(注) MCはモーターサイクル、CSはカスタマーサービス、AMIはオートモーティブ、NVはニューベンチャー、NLVはニューランドビークル、PFはプラットフォームの略です。

(3) 執行役員の氏名等

当社は、迅速な業務執行を目的として執行役員制を導入しており、執行役員の役割を「業務執行」とする一方、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」とし、それぞれの役割を明確化することで、監督機能の強化を図っております。平成29年12月31日現在の執行役員は28名で、執行役員を兼務する前記の取締役9名と以下の19名です。

氏 名	地 位	担 当
藤 田 宏 昭	上 席 執 行 役 員	Yamaha Motor India Pvt. Ltd.取締役社長
小 野 勝	上 席 執 行 役 員	CS本部長
井 上 雅 弘	上 席 執 行 役 員	調達本部長 (兼) PF車両ユニット原価革新統括部長
齋 藤 順 三	上 席 執 行 役 員	人事総務本部長
浅 野 正 樹	執 行 役 員	Yamaha Motor India Sales Private Ltd.取締役社長
野 田 純 孝	執 行 役 員	エンジンユニット長
桑 田 一 宏	執 行 役 員	Yamaha Motor Europe N.V.取締役社長
大 川 達 実	執 行 役 員	Yamaha Motor Corporation,U.S.A. 取締役社長 (兼) マリン事業本部副事業本部長
長 屋 明 浩	執 行 役 員	デザイン本部長
丸 山 平 二	執 行 役 員	エンジンユニット副ユニット長 (兼) エンジンユニットエンジン開発統括部長 (兼) AM事業部長
臼 井 博 文	執 行 役 員	マリン事業本部マリン事業統括部長
松 山 智 彦	執 行 役 員	ビークル&ソリューション事業本部RV事業部長
森 本 実	執 行 役 員	PT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturing 取締役社長
田 中 康 夫	執 行 役 員	CS本部アフターセールス統括部長 (兼) CS本部コーポレート品証担当
設 楽 元 文	執 行 役 員	企画・財務本部副本部長
エリック ドゥ セイン Eric de Seynes	執 行 役 員	Yamaha Motor Europe N.V.COO
ディオニシウス ベティ Dyonisius Beti	執 行 役 員	PT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturing COO
野 末 季 宏	執 行 役 員	マリン事業本部ME事業部長
広 瀬 聡	執 行 役 員	生産本部副本部長 (兼) 生産本部EG製造統括部長

(注) CSはカスタマーサービス、PFはプラットフォーム、AMはオートモーティブ、RVはレクリエーションビークル、MEはマリンエンジン、EGはエンジンの略です。

(4) 当事業年度後における執行役員の異動

担当の異動

(平成30年1月1日付)

氏名	変更後	変更前
藤田 宏 昭	先進技術本部長 (兼) 先進技術本部NV事業統括部長 (兼) ソリューション事業本部長	Yamaha Motor India Pvt. Ltd.取締役社長
小野 勝	社長付	CS本部長
井上 雅 弘	調達本部長	調達本部長 (兼) PF車両ユニット原価革新統括部長
浅野 正 樹	社長付	Yamaha Motor India Sales Private Ltd.取締役社長
野田 純 孝	パワートレインユニット長	エンジンユニット長
桑田 一 宏	Yamaha Motor Corporation,U.S.A. 取締役社長	Yamaha Motor Europe N.V.取締役社長
大川 達 実	企画・財務本部長	Yamaha Motor Corporation,U.S.A.取締役社長 (兼) マリン事業本部副事業本部長
丸山 平 二	パワートレインユニット副ユニット長 (兼) AM事業担当 (兼) NLV事業担当	エンジンユニット副ユニット長 (兼) エンジンユニットエンジン開発統括部長 (兼) AM事業部長
臼井 博 文	マリン事業本部長 (兼) マリン事業本部マリン事業部長	マリン事業本部マリン事業統括部長
松山 智 彦	生産本部長	ビークル&ソリューション事業本部RV事業部長
田中 康 夫	CS本部長	CS本部アフターセールス統括部長 (兼) CS本部コーポレート品証担当
設楽 元 文	Yamaha Motor India Pvt. Ltd.取締役社長 (兼) Yamaha Motor India Sales Private Ltd.取締役社長	企画・財務本部副本部長
エリック ドゥ セイン Eric de Seynes	Yamaha Motor Europe N.V.取締役社長	Yamaha Motor Europe N.V.COO

(注) NVはニューベンチャー、CSはカスタマーサービス、PFはプラットフォーム、AMはオートモーティブ、NLVはニューラ
ンドビークル、RVはレクリエーションビークルの略です。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社の取締役の報酬制度は、基本報酬（月額報酬）、短期的な全社連結業績を反映する取締役賞与、取締役個人の業績に連動する個人業績連動報酬及び中長期的な全社連結業績を反映する株式取得型報酬で構成されています。

取締役賞与については、連結業績の親会社株主に帰属する当期純利益及び総資産営業利益率と連動させ、株主様への配当及び連結業績予算達成度等を考慮して、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を上限として算出しています。その算出額を代表取締役と社外取締役で構成する役員人事委員会の審議を経て、取締役会で決議しております。

株式取得型報酬は、毎月一定額で自社株を取得（役員持株会経由）し、在任中保有をするもので、株主価値との連動を図ったものです。なお、社外取締役及び監査役については、業績連動報酬制度及び株式取得型報酬制度は採用していません。

② 報酬等の額

(単位：百万円)

	基本報酬	業績連動報酬		株式取得型報酬	合計
		取締役賞与	個人業績連動報酬		
取締役（15名）	326	335	32	54	749
うち社外取締役（4名）	(33)				(33)
監査役（5名）	77				77
うち社外監査役（3名）	(18)				(18)
合計	404	335	32	54	827

- (注) 1. 取締役賞与を除く取締役報酬額は年額540百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）、監査役報酬額は年額90百万円以内です。
2. 上記の業績連動報酬の取締役賞与は、支払予定のものです。
3. 上記には平成29年3月23日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでいます。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額85百万円を支払っています。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	安 達 保	13回中10回 (76.9%)	—	国際経験及び経営戦略策定、投資活動に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。
	中 田 卓 也	13回中11回 (84.6%)	—	グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。
	新 美 篤 志	13回中13回 (100.0%)	—	グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。
	玉 塚 元 一	※10回中9回 (90.0%)	—	複数の企業で代表取締役を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	谷 津 朋 美	13回中12回 (92.3%)	13回中13回 (100.0%)	弁護士及び公認会計士としての高い専門性並びに事業法人の社外役員としての豊富な知識と経験に基づき発言を行っております。
	伊香賀 正 彦	※10回中9回 (90.0%)	※10回中9回 (90.0%)	公認会計士としての高い専門性並びに企業経営者・事業法人の社外役員として豊富な知識と経験に基づき発言を行っております。

※印は、平成29年3月23日就任後の状況

5. 会計監査人の状況

(1) **当社の会計監査人の名称**
新日本有限責任監査法人

(2) **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
98百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
124百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Yamaha Motor Corporation, U.S.A.、Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America、Yamaha Motor Europe N.V.、PT. Yamaha Indonesia Motor Manufacturing、Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd.、India Yamaha Motor Pvt. Ltd.、台湾山葉機車工業股份有限公司、Thai Yamaha Motor Co., Ltd.、Yamaha Motor do Brasil Ltda. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法、もしくは、これらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) **非監査業務の内容**

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務などを委託し、対価を支払っています。

- ① 英文招集通知の英訳のレビュー
- ② アニュアルレポートの英訳のレビュー

(4) **解任又は不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) **会計監査人が過去2年間に受けている業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督し、善良なる管理者としての注意義務・忠実義務の履行状況の確保や違法行為等の阻止に取り組む。
 - ・取締役の職務執行状況を、監査役は監査役会の定める監査基準、監査計画に従い、監査する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底を図る。
 - ・財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、必要な社内規程等を整備・運用することで、適切に作成、保存、管理する。
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を含め、機密情報については、必要な社内規程等を整備・運用することで、適正な取扱いを行う。
 - ・重要な会社情報を適時かつ適切に開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・当社のリスクマネジメントの対応施策を審議する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社及び子会社を対象としたリスクマネジメントに関する規程の策定、リスク評価及びその対応のモニタリング体制構築を行うリスクマネジメント統括部門を設置する。
 - ・個別の重要リスクについては担当部門を明確にし、当該部門がリスク低減活動に取り組む。
- ・個々のリスクに対する部門別のリスクマネジメント活動を統一的に管理するために、必要な社内規程等を整備・運用する。
- ・重大な危機が発生した場合には、社内規程等に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設け、損害・影響を最小限にとどめる。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会規則、決裁規程等を整備し、取締役会、社長執行役員、部門長の権限を明確化することで、権限委譲と責任の明確化をはかる。
 - ・取締役会決議事項については、審議手続き、内容の適正を担保するため、事前に経営会議等において十分な審議を行う。
 - ・中期経営計画及び年度予算を定めるとともに、当該計画達成のため、目標管理制度等の経営管理の仕組みを構築する。
- (5) **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・当社のコンプライアンスに係る施策を審議する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、当社及び子会社を対象とした倫理行動規範の整備、教育を行うコンプライアンス統括部門を設置する。
 - ・会社の信頼・信用を損なうような違法行為或いはその恐れがある場面に遭遇したときに、情報を直接通報できる内部通報窓口を社外の第三者機関に設置し、監査役及び社長執行役員へ直接情報を提供する体制を設ける。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底を図る。

- ・財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。
- (6) **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を当社のグループ会社管理規程、決裁規程等により定める。
 - ・業務活動の適正性を監査する目的で、社長執行役員直轄の内部監査部門を当社に設置し、当社及び子会社に対する監査を行う。主要な子会社においても、内部監査機能を設置し当社の内部監査部門と連携して、部門及び子会社に対する監査を行う。
 - ・国内子会社には、原則として取締役会及び監査役を設置し、海外子会社については、現地の法令に従い、適切な機関設計を行う。
 - ・子会社の取締役のうちの1名以上は、原則として当該子会社以外の当社グループに属する会社の取締役、執行役員または使用人が兼務するものとする。
 - ・当社の財務報告を統括する部門は、各子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。
- (7) **当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（取締役等）の職務の執行に関わる事項の当社への報告に関する体制**
- ・当社グループ会社管理規程において、子会社の取締役等に対し、その財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。
 - ・重要な子会社の取締役等に対し、その業務執行について、当社の経営会議等で定期的に報告を求める。
- (8) **当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
- ・当社のリスクマネジメント統括部門は、当社及び子会社を対象としたリスクマネジメントに関する規程を策定し、リスク評価及びその対応計画・実績をモニタリングする体制を構築する。
- ・当社のリスクマネジメント統括部門は、各子会社のリスクマネジメントへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
 - ・当社及び子会社における重大事案の発生時に、当社が迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に止めるために必要な行動基準を社内規程等に定める。
- (9) **当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・子会社において取締役会規則、決裁規程等を整備し、意思決定プロセス及び責任と権限の明確化を図る。
 - ・グループ中期経営計画及び年度予算を策定する。
 - ・当社及び子会社で共通の経営管理システムを導入する。
 - ・当社及び主要な子会社の業務執行役員で構成するグローバルエグゼクティブ委員会を定期的に開催し、グループ経営方針についての情報共有と重要課題への対応方針を審議する。
- (10) **当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・当社のコンプライアンス統括部門は、当社及び子会社を対象とした倫理行動規範を整備し、子会社に対する教育を推進する。
 - ・当社のコンプライアンス統括部門は、各子会社のコンプライアンスへの取組みに関し、指導・教育を推進する。
 - ・当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することとし、倫理行動規範により徹底を図る。
 - ・当社及び子会社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な組織・社内規程等を整備する。
 - ・当社の内部監査部門は、子会社の内部監査機能と連携し、子会社の法令等遵守体制に対する監査を行う。

- ・ 当社の監査役は、監査役会の定める監査基準、監査計画に従い、子会社の取締役の職務執行状況、内部統制、リスク管理、コンプライアンスへの取組み、財産の管理状況等について、監査を行う。
- (11) **監査役**の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。
- (12) **監査役**の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人への指揮命令権は各監査役に属することを社内規程に定める。
 - ・ 監査役
- (13) **監査役**の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役
- (14) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**
- ・ 取締役及び使用人は、取締役または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与える恐れのある事実については、その重要性及び緊急性に応じ、監査役に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役
- (15) **当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**
- ・ 子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社の取締役または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与える恐れのある事実があると認め
- (16) **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内規程に定める。
- (17) **監査役**の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・ 監査役

(18) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、定期的に監査役と意見交換会を開催する。
- ・経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、執行役員会等、重要な会議には、監査役は出席する。
- ・内部監査部門は、実施する内部監査計画について、監査役に事前に説明する。
- ・経営会議、その他監査役会が指定する会議体の議事録及び決裁書を監査役が閲覧できる状態を維持する。
- ・監査役会が必要と認める場合、監査業務について外部専門家による支援を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、倫理行動規範やコンプライアンス管理規程等の社内規程を整備し、コンプライアンスに係る施策を審議する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設け定期的に活動しています。本年度のコンプライアンスに関する主な取組みは下記の通りです。

- ・当社全役職員に対するコンプライアンス教育研修の定期開催
- ・倫理行動規範の当社及び子会社への浸透及び教育状況のモニタリング
- ・反社会勢力との関係遮断のための取引先の属性チェック、取引契約書への反社会勢力排除条項の折り込み等
- ・第三者機関を通報窓口とする内部通報制度の運用

(2) リスク管理に関する取組みの状況

当社は、リスクマネジメント規程や機密情報管理規程等の社内規程を整備し、リスクマネジメントに係る施策を審議する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設け定期的に活動しています。本年

度のリスクマネジメントに関する主な取組みは下記の通りです。

- ・当社及び子会社でのリスク評価等に基づきグループ重要リスクを決定し、その対策状況をモニタリング
- ・当社及び子会社における事案発生時は、緊急時初動対応規程に基づきリスクマネジメント統括部門に報告が行われ、グループ経営への影響判断に基づき、適時緊急対応体制を敷いて対応
- ・情報管理リスク評価、モニタリングを当社140部門で実施

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社は、当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、決裁規程等で取締役会の判断決定する事項と執行役員への委任事項を定めています。本年度は取締役会を13回、役付執行役員で構成される経営会議を24回開催しました。本年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記の通りです。

- ・中期経営計画達成のための重要経営課題設定と経営会議・月例経営研究会等を通じた進捗確認
- ・毎月の執行役員会にて年度予算の執行状況を確認
- ・重要なグループ経営方針と課題を審議するグローバルエグゼクティブ委員会の開催
- ・当社の社外取締役がその独立性に影響を受けることなく十分な情報収集を行えるよう、定期的な会合として社外取締役・監査役意見交換会を開催

(4) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社は、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、グループ会社管理規程、決裁規程等で各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を定めています。また、業務活動の適正性を監査するため、内部監査部門として社長執行役員直轄の統合監査部を設置しており、年間の

監査計画に基づいて当社及び子会社の業務執行の適正性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っています。本年度の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための主な取組みは下記の通りです。

- ・グループ会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の報告の実施
- ・経営会議、月例経営研究会、執行役員会で主要子会社の経営状況の報告の実施
- ・主要子会社の内部監査体制整備・運用
- ・統合監査部による当社部門監査及び子会社監査の実施と主要子会社監査部門へのサポート

(5) 取締役会の実効性の確保に関する取組みの状況

当社は、当社取締役会の実効性が維持向上されるよう、取締役会全体としての分析・評価を毎年実施しています。本年度は以下のプロセスで取締役会の実効性の評価を実施しました。

- ・当社取締役会の目指す姿の7つの評価観点に基づいた、社外取締役と社外監査役を含む全ての取締役会メンバーに対する質問票による調査

(評価観点)

- ① 取締役及び取締役会の役割・責務
 - ② 取締役会と経営陣幹部（執行役員）の関係
 - ③ 取締役会等の機関設計・構成
 - ④ 取締役及び取締役会の資質と知見
 - ⑤ 取締役会における審議
 - ⑥ 株主との関係・対話
 - ⑦ 株主以外のステークホルダーへの対応
- ・調査結果の分析及び前年評価との対比による改善状況の確認
 - ・分析結果に基づいた、取締役会での実効性評価の共有、取り組むべき課題についての審議

以上のプロセスを踏まえ実施した、本年度の取締役会の実効性の評価結果の概要は下記の通りです。

当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上や持続的な成長の実現に向けての有効な議論及び取組みの工夫を積極的かつ継続的に実施しており、十分な実効性を確保できていることが確認されました。

特に取締役相互及び経営陣の監督の役割・責任を果たすために、各取締役が自身の管掌以外の事項についても積極的な発言がされていることや、社外取締役・監査役の発言が十分に尊重されていることが評価され、当社の経営戦略上の重要な課題が適切に議論されていることが確認されました。

当社は、今後も本評価を踏まえ把握した課題について継続的な改善活動を推進するとともに、実効性のさらなる向上に取り組むため、評価プロセスに第三者機関の関与の仕方をルール化し、次年度は当社として2度目となる第三者機関を含めた実効性評価を実施することを決定いたしました。

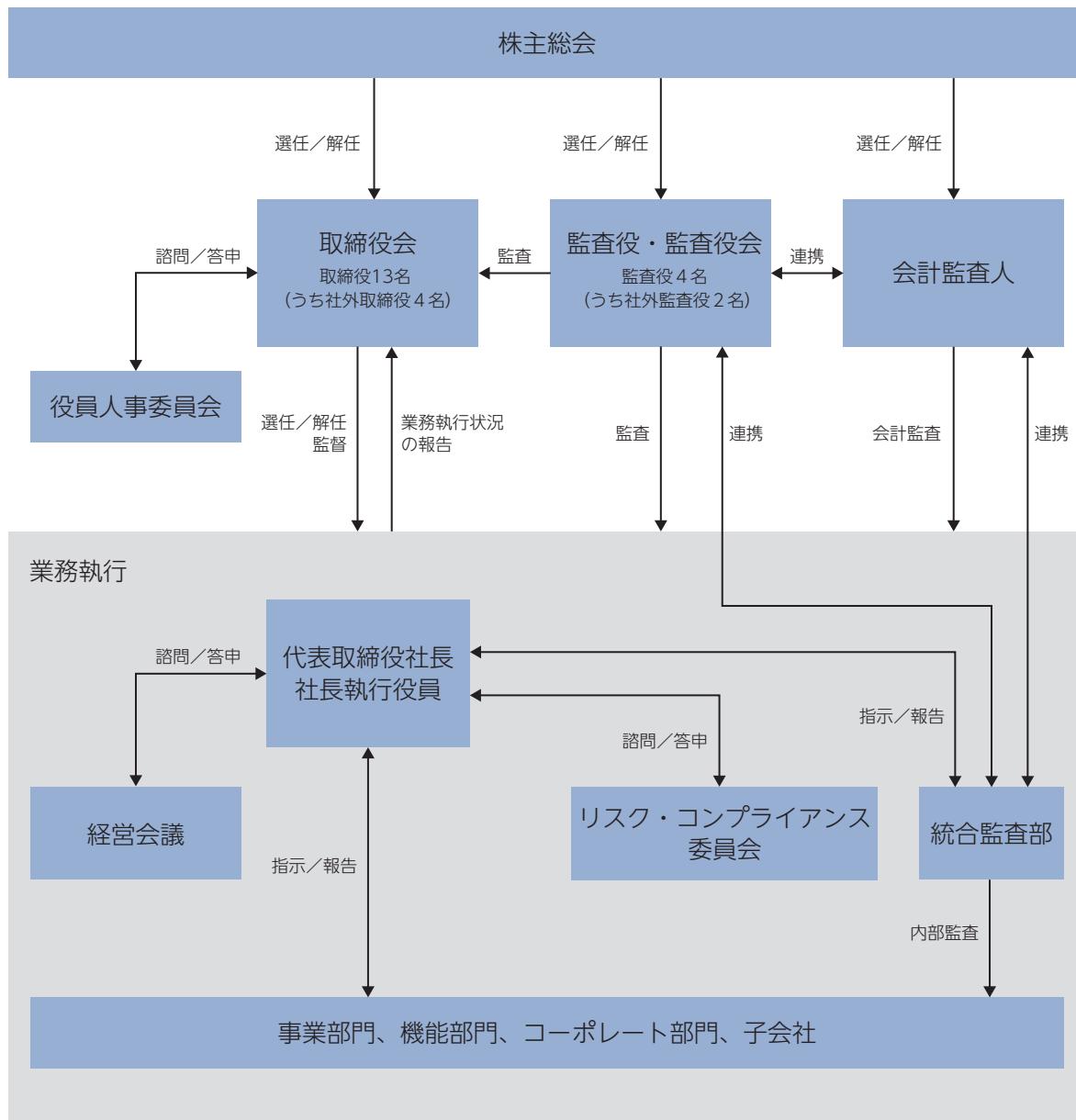
(6) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社は、監査役監査の実効性が維持向上されるよう規程・体制の整備に努めています。本年度は社外監査役2名を含む監査役4名で構成される監査役会を13回開催しました。また監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設け、専任者2名を配置しております。監査役の活動に関する費用は独立して予算化され、適切に支出されています。本年度の監査役監査の実効性の確保に関する主な取組みは下記の通りです。

- ・経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、執行役員会、グローバルエグゼクティブ委員会等重要な会議への常勤監査役の出席
- ・経営会議、その他監査役会が指定する会議体の議事録及び決裁書の閲覧
- ・代表取締役と監査役との意見交換会の実施
- ・部門聴取、子会社往査
- ・内部監査部門が実施した内部監査結果の常勤監査役への報告
- ・内部通報制度の運用、通報情報について人事部・リスク管理部より四半期毎に監査役へ定期報告を行い、重要案件については都度報告を実施
- ・内部通報窓口の独立性確保のため監査役へ直接情報を提供する体制を整備・運用
- ・職務権限規程により監査役報告をした者に対する不利な取扱いの禁止を規定

コーポレートガバナンス及び内部統制に関する体制の模式図

2017年12月31日現在



8. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリンスポーツ事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度

な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間等も確保される必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業－世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

当社は、2013年からの中期経営計画における業績目標を、概ね達成できました。さらに2015年12月に、2016年からの新しい中期経営計画を策定しました。新しい中期経営計画は、「持続的成長による企業価値の向上」を目標とした前回の中期経営計画を発展させ、既存事業の稼ぐ力を更に高

め、安定的財務基盤を維持・強化しながら成長投資・株主還元を増やす経営を目指すものです。

② コーポレートガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上の取組み

当社取締役会は、将来への成長戦略を確実に実行するため、経営陣の適切なリスクテイクや果敢な意思決定を支援する環境整備を行うとともに、株主・投資家の皆様をはじめとする様々なステークホルダーに対する責任の観点から、経営戦略の実行に伴う課題・リスクについて多面的に把握し適切に監督します。

当社は、このような迅速・果敢な意思決定と適切な監督・モニタリングを透明・公正に行うための仕組みを当社のコーポレートガバナンスと捉え、以下に掲げるコーポレートガバナンス基本方針に定め、適切に実践します。

<コーポレートガバナンス基本方針>

第1章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話における基本的な考え方

第2章 様々なステークホルダーとの適切な協働

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

第4章 取締役会等の責務

別紙1 独立社外役員の独立性判断基準

別紙2 株主との建設的な対話を促進するための方針

コーポレートガバナンス基本方針の全文はこちらでご覧下さい。

https://global.yamaha-motor.com/jp/ir/governance/pdf/corporate_governance_guidelines-j.pdf

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者が現れた場合には、関係諸法令に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、また、当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様による大量取得行為の是非に係る検討のために必要な時間の確保に努めるなど適切な措置を講じてまいります。

(4) 取締役会の判断及びその理由

上記(2)及び(3)に記載した取組みは、上記(1)に記載した基本方針に沿っており、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成29年12月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成28年12月31日現在)		当連結会計年度 (平成29年12月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成28年12月31日現在)
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金	156,634	135,525	支払手形及び買掛金	120,123	113,036
受取手形及び売掛金	165,220	145,698	電子記録債務	34,566	30,753
短期販売金融債権	161,453	157,581	短期借入金	133,725	128,517
商品及び製品	198,991	188,032	1年内返済予定の長期借入金	57,196	53,904
仕掛品	52,835	52,694	未払法人税等	11,035	8,165
原材料及び貯蔵品	55,802	53,563	賞与引当金	13,965	12,971
繰延税金資産	23,239	30,524	製品保証引当金	17,704	22,905
その他	51,661	42,471	その他の引当金	1,674	1,466
貸倒引当金	△12,822	△11,147	その他	112,161	102,900
流動資産合計	855,018	794,943	流動負債合計	502,153	474,621
II 固定資産			II 固定負債		
1 有形固定資産			長期借入金	162,569	181,960
建物及び構築物(純額)	110,206	102,377	再評価に係る繰延税金負債	4,675	5,241
機械装置及び運搬具(純額)	105,673	104,723	退職給付に係る負債	53,613	55,404
土地	83,712	84,936	その他の引当金	886	754
建設仮勘定	20,653	31,656	その他	26,714	25,389
その他(純額)	27,752	26,974	固定負債合計	248,458	268,750
有形固定資産合計	347,997	350,668	負債合計	750,612	743,371
2 無形固定資産			純資産の部		
借地権	5,382	5,373	I 株主資本		
その他	5,791	3,285	1 資本金	85,797	85,797
無形固定資産合計	11,173	8,658	2 資本剰余金	74,662	74,712
3 投資その他の資産			3 利益剰余金	513,182	434,361
投資有価証券	95,109	87,884	4 自己株式	△722	△714
長期販売金融債権	87,246	57,034	株主資本合計	672,920	594,157
繰延税金資産	13,035	12,516	II その他の包括利益累計額		
その他	8,147	8,972	1 その他有価証券評価差額金	35,086	28,945
貸倒引当金	△1,882	△1,901	2 土地再評価差額金	10,449	11,769
投資その他の資産合計	201,655	164,506	3 為替換算調整勘定	△94,226	△93,530
固定資産合計	560,827	523,833	4 退職給付に係る調整累計額	△1,427	△7,174
資産合計	1,415,845	1,318,776	その他の包括利益累計額合計	△50,118	△59,990
			III 非支配株主持分	42,430	41,238
			純資産合計	665,232	575,404
			負債純資産合計	1,415,845	1,318,776

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)	(ご参考) 前連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
I	売上高	1,670,090	1,502,834
II	売上原価	1,211,460	1,100,173
	売上総利益	458,629	402,660
III	販売費及び一般管理費	308,847	294,065
	営業利益	149,782	108,594
IV	営業外収益		
	受取利息	4,553	4,262
	受取配当金	1,106	1,007
	受取投資利益	2,824	781
	その他	6,338	4,865
	営業外収益合計	14,822	10,917
V	営業外費用		
	支払利息	3,850	4,644
	支払利差	1,706	8,275
	その他	4,222	4,519
	営業外費用合計	9,778	17,439
	営業利益	154,826	102,073
VI	特別利益		
	固定資産売却益	670	324
	投資有価証券売却益	819	—
	新株予約権戻入益	—	4
	特別利益合計	1,490	328
VII	特別損失		
	固定資産売却損	222	220
	固定資産処分損	1,413	1,019
	減損損失	2,074	1,431
	退職給付制度改革定額損失	293	—
	特別損失合計	4,003	2,671
	税金等調整前当期純利益	152,313	99,730
	法人税、住民税及び事業税	32,694	28,823
	法人税等調整額	2,533	△3,312
	当期純利益	117,085	74,220
	非支配株主に帰属する当期純利益	15,481	11,066
	親会社株主に帰属する当期純利益	101,603	63,153

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	85,797	74,712	434,361	△714	594,157
連結会計年度中の変動額					
土地再評価差額金の取崩			1,316		1,316
剰 余 金 の 配 当			△24,100		△24,100
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			101,603		101,603
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△49			△49
自 己 株 式 の 取 得				△7	△7
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	△49	78,820	△7	78,762
当 期 末 残 高	85,797	74,662	513,182	△722	672,920

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	28,945	11,769	△93,530	△7,174	△59,990	41,238	575,404
連結会計年度中の変動額							
土地再評価差額金の取崩							1,316
剰 余 金 の 配 当							△24,100
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							101,603
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△49
自 己 株 式 の 取 得							△7
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	6,141	△1,320	△695	5,747	9,872	1,192	11,065
連結会計年度中の変動額合計	6,141	△1,320	△695	5,747	9,872	1,192	89,827
当 期 末 残 高	35,086	10,449	△94,226	△1,427	△50,118	42,430	665,232

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成29年12月31日現在)	(ご参考) 前事業年度 (平成28年12月31日現在)		当事業年度 (平成29年12月31日現在)	(ご参考) 前事業年度 (平成28年12月31日現在)
資産の部			負債の部		
I 流動資産			I 流動負債		
現金及び預金	38,289	21,837	支払手形	1,726	4,136
受取手形	4,794	3,725	電子記録債権	30,938	27,522
売掛金	106,622	101,120	買掛金	37,584	35,816
商品及び製品	30,819	33,661	短期借入金	7,290	7,195
仕掛品	21,597	20,431	1年内返済予定の長期借入金	25,000	20,000
原材料及び貯蔵品	16,938	16,290	リース債権	48	45
前払費用	2,982	1,984	未払金	24,288	25,707
繰延税金資産	9,269	10,293	未払費用	4,633	4,695
その他	17,758	19,969	未払法人税等	1,550	624
貸倒引当金	△1,143	△1,131	前払受取金	3,320	2,455
流動資産合計	247,929	228,182	預り金	2,839	3,069
II 固定資産			賞与引当金	5,375	5,455
1 有形固定資産			商品保証引当金	8,496	13,843
建物(純額)	42,824	34,930	その他	599	1,738
構築物(純額)	6,277	5,680	流動負債合計	153,691	152,306
機械及び装置(純額)	21,519	19,652	II 固定負債		
船舶(純額)	290	205	長期借入金	56,300	81,649
車両運搬具(純額)	704	793	リース債務	768	816
工具、器具及び備品(純額)	10,332	10,140	繰延税金負債	9,385	7,186
土地	47,786	50,665	再評価に係る繰延税金負債	4,675	5,241
建設仮勘定	6,339	16,134	退職給付引当金	21,497	22,663
有形固定資産合計	136,074	138,203	製造物賠償責任引当金	817	694
2 無形固定資産			投資損失引当金	641	636
借地権	509	509	その他	1,123	1,312
その他	552	175	固定負債合計	95,209	120,201
無形固定資産合計	1,061	684	負債合計	248,901	272,507
3 投資その他の資産			純資産の部		
投資有価証券	68,434	60,054	I 株主資本		
関係会社株式	136,475	140,186	1 資本金	85,797	85,797
出資金	3	3	2 資本剰余金		
関係会社出資金	18,598	14,991	(1) 資本準備金	74,072	74,072
長期貸付金	12,333	15,629	(2) その他資本剰余金	640	640
その他	702	678	資本剰余金合計	74,713	74,713
貸倒引当金	△1,333	△3,436	3 利益剰余金		
投資その他の資産合計	235,213	228,107	その他利益剰余金		
固定資産合計	372,349	366,995	圧縮記帳積立金	349	352
資産合計	620,279	595,177	繰越利益剰余金	165,712	121,781
			利益剰余金合計	166,061	122,134
			4 自己株式	△668	△663
			株主資本合計	325,903	281,981
			II 評価・換算差額等		
			1 その他有価証券評価差額金	35,025	28,918
			2 土地再評価差額金	10,449	11,769
			評価・換算差額等合計	45,474	40,688
			純資産合計	371,378	322,670
			負債純資産合計	620,279	595,177

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

		当事業年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)	(ご参考) 前事業年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
I	売上高	678,090	615,101
II	売上原価	558,402	509,950
	売上総利益	119,688	105,151
III	販売費及び一般管理費	74,911	79,745
	営業利益	44,777	25,405
IV	営業外収益		
	受取利息	701	542
	受取配当金	35,056	28,790
	その他	971	2,814
	営業外収益合計	36,730	32,147
V	営業外費用		
	支払利息	431	425
	寄付金	225	219
	為替差損	228	4,866
	投資関係株の証券評価損	10	1,665
	その他	6,585	513
	営業外費用合計	8,403	8,548
	特別利益	73,104	49,004
VI	特別利益		
	固定資産売却益	69	73
	投資関係株の証券清算益	814	-
	新株予約権戻入益	89	-
	その他	-	4
	特別利益合計	973	77
VII	特別損失		
	固定資産売却処分損	69	18
	固定資産減損	403	367
	特別損失合計	1,449	1,224
	税引前当期純利益	1,922	1,609
	法人税、住民税及び事業税	5,408	5,145
	法人税等調整額	36	226
	法人税等合計	5,444	5,372
	当期純利益	66,710	42,100

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	85,797	74,072	640	74,713	352	121,781	122,134	△663	281,981	
事業年度中の変動額										
圧縮記帳積立金の取崩					△3	3	0		0	
土地再評価差額金の取崩						1,316	1,316		1,316	
剰余金の配当						△24,100	△24,100		△24,100	
当期純利益						66,710	66,710		66,710	
自己株式の取得								△5	△5	
自己株式の処分			0	0				0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	△3	43,930	43,927	△5	43,921	
当 期 末 残 高	85,797	74,072	640	74,713	349	165,712	166,061	△668	325,903	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額	換 算 合 計	
当 期 首 残 高	28,918	11,769	40,688	322,670	
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩				0	
土地再評価差額金の取崩				1,316	
剰余金の配当				△24,100	
当期純利益				66,710	
自己株式の取得				△5	
自己株式の処分				0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	6,106	△1,320	4,786	4,786	
事業年度中の変動額合計	6,106	△1,320	4,786	48,707	
当 期 末 残 高	35,025	10,449	45,474	371,378	

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 滝口隆弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 相澤範忠 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 角田大輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ発動機株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

ヤマハ発動機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 滝 口 隆 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 範 忠 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 角 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ発動機株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、これについて説明を求めること等により、会計監査人の職務の遂行が適切に行われているかについて検討しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

ヤマハ発動機株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 藤 宏 ⑤

常勤監査役 廣 永 賢 二 ⑤

社外監査役 谷 津 朋 美 ⑤

社外監査役 伊香賀 正 彦 ⑤

XMAX ABS

走りの楽しさと燃費・環境性能の両立を具現化するBLUE COREエンジンを搭載したスクーターで、通勤用途での快適性・実用性・手頃な維持費などの基本性能に加え、週末も楽しめる魅力を兼ね備えたモデルです。製造はインドネシアのグループ会社YIMM (PT.Yamaha Indonesia Motor Manufacturing) が行います。



190 FSH Sport



19フィートの船体に1.8リットルエンジンとジェット推進システムを搭載し、力強い走りです。トーイングやクルージングを楽しむことができます。センターコンソラーのデッキレイアウト等、フィッシングボートとしての機能も充実し、ファミリーや仲間と、海の楽しみ方を大きく広げるスポーツボートです。

CELL HANDLER

産業用機械(表面実装機)技術を応用し、新薬開発(創薬)や抗がん剤の効果を検査する際など、薬効を評価する試験工程の一部を担う細胞(塊)※のピッキング&イメージングシステムです。手動では困難であった速度と精度で目的の細胞(塊)を選択、高密度培養プレートへ、一つずつ移動するとともに撮像、画像情報を取得・データ化します。

※単一細胞もしくはその集合体



株主インフォメーション

◆株主メモ

事業年度	1月1日から12月31日まで
剰余金の配当の 基準日	期末配当：12月31日 中間配当：6月30日
定時株主総会	3月
単元株式数	100株
公告の方法	電子公告によります。ただし、やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
各種お問合せ先	〒168-0063
郵便物送付先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
同取次窓口	三井住友信託銀行株式会社全国本支店

◆お知らせ

- 住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定等のお申出先
①証券会社に口座を開設されている株主様
お取引先の証券会社等にお申出ください。
②証券会社に口座がなく、特別口座に記録されている株主様
特別口座を開設している下記の口座管理機関にお申出ください。
口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社
- 配当金のお受取りについて
配当金の支払期間が過ぎた場合でも、支払開始の日から3年以内はお受取りいただけます。株主名簿管理人にお申出ください。支払開始の日から3年を経過した場合、当社定款の規定によりお受取りいただけませんのでご注意ください。

株主総会会場ご案内図

■ 日 時：平成30年3月23日(金曜日)午前10時

■ 会 場：静岡県磐田市新貝2500番地
当社コミュニケーションプラザ



■ 交通のご案内：



- 当日は磐田駅南口から株主総会会場まで送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。
運行時間 午前8時45分～9時30分
※タクシーでの磐田駅からの所要時間は約10分です。

お車・二輪車 東名高速道路 磐田インターから約5.0km 袋井インターから約5.5km
磐田バイパス 岩井インターから約1.5km

ヤマハ発動機株式会社

〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500番地 電話：0538-37-0134
<https://global.yamaha-motor.com/jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

